

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 山梨市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒405-0006 山梨県山梨市小原西843番地4
代表者（職名・氏名）	会 長 戸 田 正 守
電 話 番 号	0553-22-8755

2. 事業所の概要

事業所名称	山梨市社会福祉協議会 山梨訪問介護事業所
サービス種類	第1号訪問事業（総合事業訪問介護）
所在地	〒405-0006 山梨県山梨市小原西1164番地1
電話番号	0553-22-0583
介護保険指定事業所番号	1970200190
管理者の氏名	雨宮 律
通常事業の実施地域	山梨市

3. 事業の目的と運営の方針

事業目的	要支援状態または事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅に自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業（総合事業訪問介護）を提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持もしくは改善または要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

サービスの種類	内 容
身 体 介 護	① 身体整容
生 活 援 助	① 調理 ② 衣類の洗濯 ③ 住居の掃除 ④ 生活必需品の買い物

5. 営業日時

営 業 日	12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日。ただし、年末年始も必要に応じて、訪問介護サービスの提供を行います。
営 業 時 間	午前8時から午後6時まで。ただし、窓口における受付または相談は、午前8時30分から午後5時15分までとします。営業時間外・緊急時には、事業所専用携帯電話により、連絡が可能な体制とします。

6. 事業所の職員体制

職 種	従 事 す る サ ー ビ ス 種 類	従事区分	員 数	
			常 勤	非常勤
管 理 者	職員等の管理及び業務の実施状況を把握し、一元的に管理します 遵守すべき事項について指揮命令を行います	専 従		
		兼 務	1	
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	訪問介護サービスの利用申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導及び訪問介護サービス計画書の作成等を行います	専 従	1	
		兼 務	1	
事 務 職 員	訪問介護サービスの運営に必要な事務を行います	専 従		
		兼 務	1	
訪 問 介 護 員 等	訪問介護サービスの提供にあたります	専 従	1	
		兼 務	1	1
		専 従		
		兼 務		1
		専 従		
		兼 務		7

7. サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、お申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	雨宮 律	小林 由香里	中村 明日香
--------------	------	--------	--------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。

お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本料金の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（総合事業訪問介護）の利用料

【基本部分：A2 訪問型サービス（独自）】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービス 11 (独自) (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	11,760円 /月	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス 12 (独自) (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	23,490円 /月	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス 13 (独自) (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	37,270円 /月	3,727円	7,454円	11,181円
訪問型サービス 21 (独自) (1回につき)	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,870円/回	287円	574円	861円
訪問型サービス 22 (独自) (1回につき)	生活援助が中心であり 20分以上45分未満の場合 (事業対象者・要支援1・2)	1,790円/回	179円	358円	537円

訪問型サービス 23 (独自) (1回につき)	生活援助が中心であり 45分以上の場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,220円/回	220円	440円	660円
訪問型 自短時間 サービス (独自) (1回につき)	短時間の身体介護が中心で ある場合 (事業対象者・要支援1・2)	1,630円/回	163円	326円	489円

【基本部分：A3 訪問型サービスA】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービス AⅠ (30分満) (1回につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	1,320円/回	132円	264円	396円
訪問型サービス AⅠ (30分以上 60分未満) (1回につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	2,320円/回	232円	464円	696円
訪問型サービス AⅠ (60分以上 90分未満) (1回につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	3,540円/回	354円	708円	1,062円
訪問型サービス AⅡ (30分満) (1回につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	1,320円/回	132円	264円	396円
訪問型サービス AⅡ (30分以上 60分未満) (1回につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	2,320円/回	232円	464円	696円
訪問型サービス AⅡ (60分以上 90分未満) (1回につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	3,540円/回	354円	708円	1,062円

【加算：1】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加 算 額			
		基本利用料	利 用 者 負 担 額		
			1 割	2 割	3 割
緊急時 訪問介護 加算	居宅サービス計画外で利用者または家族の要望により緊急に訪問した場合	1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問介護 初回 加算	初回訪問時にサービス提供責任者が訪問または同行した場合	2,000 円	200 円	400 円	600 円
中山間地 域等提供 加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し通常の事業実施地域を超えて指定訪問介護を行った場合	ひと月の利用料金（基本部分）×5%	1 割	2 割	3 割

【加算：2 処遇改善加算】

【加算：2 処遇改善加算】

次の要件を満たす場合、上記の（基本部分+加算部分）×ひと月の利用回数=ひと月分の利用料金に以下の割合が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加 算 額			
		基本利用料	利 用 者 負 担 額		
			1 割	2 割	3 割
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 (事業対象者・要支援1・2)	ひと月の利用料金（基本部分+加算1※）×22.4% ※中山間地域等提供加算は対象外	1 割	2 割	3 割

(注1) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) A3(訪問型サービスA)のサービス利用料については、当該加算は対象外となります。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、やむを得ない事情(救急搬送等)の場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	基本利用料の1割の額
利用予定日の訪問時不在	基本利用料の2割の額

(注1) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合、キャンセル料は不要です。

(注2) 訪問型サービス11・12・13については基本利用料が月単位のため、利用者負担額(1割)の1割、または2割の額とします(小数点以下四捨五入)。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、実施地域を超えた所から片道1kmにつき30円をいただきます。

(注1) 中山間地域等提供加算が対象となる利用者は交通費は発生しません。

_____ km _____ 円

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法		支払い要件等
口座振替	山梨中央銀行 (本・支店)	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は翌営業日)に、あなたの指定口座から当事業所指定口座へ口座振替します。(手数料110円)
	ゆうちょ銀行 (各支店)	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は翌営業日)に、あなたの指定口座から当事業所指定口座へ口座振替します。(手数料10円)
現金		サービスを利用した月の翌々月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、お支払いください。

※1 当事業所指定金融機関は、山梨中央銀行(本・支店)、ゆうちょ銀行(各支店)のみとなります。

※2 口座振替を希望される場合は、指定日時までに口座の残高をご確認ください。

手数料のご負担をお願いします。山梨中央銀行をご希望の場合は、残高不足で口座振替ができなかった場合でも手数料が発生いたしますのでご注意ください。その場合は、次月にご請求させていただきます。

※3 2ヵ月連続して口座振替ができなかった場合には、現金支払いにて再請求させていただきます。

9. 救急時における対応方法

サービス提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及びご家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

① 主治医

病院名： _____ 担当科： _____ 科

医師名： _____ 医師 連絡先： _____

② 協力医療機関

機関名： _____ 連絡先： _____

③ 緊急連絡先

	ふりがな 氏名	ご本人との 関係	連絡先	備考
1				
2				

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、ご家族、山梨市及び居宅介護支援事業所等、関係機関へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

当事業所 相談窓口	電話番号 0553-22-0583
	責任者 雨宮 律
	担当者 小林 由香里

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	山梨市役所高齢者・介護支援課	電話 0553-22-1111
	山梨県国民健康保険団体連合会	電話 055-223-9201

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは次のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ ご家族の方に対する食事の準備などの家事支援
 - ④ 家の中で行う家事支援以外
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、速やかに事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 訪問介護員等に対する贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

令和 年 月 日

【説明確認欄】

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 山梨県山梨市小原西843番地4
社会福祉法人
山梨市社会福祉協議会
会長 戸田 正守 ㊞

説明者 山梨市社会福祉協議会訪問介護事業所
氏名 雨宮 律 ㊞

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

利用者住所
氏名 ㊞

代理人住所
氏名 ㊞

本人との続柄